

「トライアルコース ― あしたを変える法律学」 成果と課題

井上 匡子

一 はじめに

トライアルコースは、神奈川大学大学院法学研究科主催の大学院進学予定者を対象とする無料の講座である。2008年度に開催した連続市民講座でのニーズアセスメントに基づき、2009年度は、法学・政治学の各分野に亘る多様な内容の18講座（各五回）を実施した。

申し込み人数46名。専任教員による面接を経て受講許可者41名。のべ参加人数は97名（公開講座のみの参加者を除く）。応募者の年齢は30代から60代と幅広く、地方議会議員・職員の他、一般企業や団体・NPOなど、多様であった。応募数・受講者数は、準備・広報期間が十分ではなかったこと、また法学研究科の教育がそもそも「マス」の教育を想定していないことを勘案するなら、まずは成功と評して良いと思われる。

トライアルコースの目的は、第一に社会人院生の新規開拓、第二に法学研究科の新しい像の模索であった。以下、二つの目的に即して、成果・課題を、今後の新たなチャレンジも含め、紹介する。また、トライアルコース実施の背景的事情については、巻頭言をご参照いただきたい。

二 成果と課題

第一の点に関しては、大学院への進学を考えている方、また広い意味で大学院に興味を持っている方、そしてこれまでは大学院を意識してこなかった方にも、外からはなかなかわかりにくい大学院での研究・教育を体験してもらい、入学後の生活に役立ててもらい、あるいは進学を具体化してもらおうことを目指した。そのため、一方で応募に際しては、なるべくハードルを低くなるよう「無料」講座としつつ、他方で大学院進学への関心の観点からの面接を実施した。

結果として2009年度は、トライアルコース受講生の中から6名が入学した。また、職場や家庭の事情など条件が整えば進学したいと考えている受講生が数人、長期的な目標として考えている受講生も含めると20人近くになった。具体的な障害としては、金銭的な困難をあげる声が多かった。

この人数は大学院への関心や潜在的ニーズが決して低くないことのないよりの証左である。今後は、奨学金など具体策の実現を喫緊の課題として、各方面との協議が必要になる。いずれにしても、受講生の生の声を聴くことができたのは、大きな成果といえる。

第二の点に関しては、職業上のスキルアップ、社会問題への対応や日常生活での問題関心の整理や解決など、非常に様々な目的をもった受講生を対象として、しかも一過的講座ではなく、大学院進学を射程に入れたある程度のボリューム（五回）をもった講座の企画・実施は、非常にチャレンジャブルなものであった。受講生の多様なニーズをキャッチし、内容的にも方法的にも講座に取り入れる必要があり、日程の設定や連絡などの事務的なサポートのあり方も含め、新しい大学院の姿を体感する機会でもあった。

受講生の抱える多様な研究テーマは、個々の研究者が対応しうる範囲や従来の学問体系の枠を超えた広がりをもっており、これからの大学院教育においては、異なる専門分野の教員がチームを組んだ集団指導が不可欠であることが、改めて明らかになったからである。その意味で、トライアルコースは実施する側にとっても、「トライアル」であり、FD（ファカルティ・ディベロップメント）活動としての意義・成果も大きかった。

担当した教員からは、上記の様な困難さの指摘とともに、新鮮な体験であったこと、やりがいのある講座であったこと、自分の教育・研究を再構築するきっかけになったなどの積極的な声が寄せられている。これは、何よりの成果と言うべきであろう。もっとも、これらの成果が具体的なものとして実を結ぶのは、トライアルコースを経て入学した院生に対しての教育、とりわけ法学政治学総合演習や研究スキル特講の新設により実質化するカリキュラムの改革を通じてということになる。

また、実施時期や面接の方法についても、課題が見つかった。教員にとっては、日常的な忙しさの中での講座の企画・実施に加えて、広報・宣伝は予想

以上の負担であった。事務的なサポート体制はもちろんのこと、企画・運営の点でのサポート体制なしには継続は難しい。その意味で、新たな大学院のあり方を求めているトライアルは、これからが本番ということになる。

三 2010年度トライアルコースの実施とフォローアップ研究会の実施

その中で、来年度は全学的な取り組みとして、講座数を5講座に絞った上での実施が決まり、鋭意準備を進めている。ご興味のある方は、資料請求をしていただきたい。

また、上で述べたようにトライアルコースの受講生の中には、大学院への進学について真剣な意欲を

持ちつつも、すぐには実現できないいわば潜在的な院生候補がかなりの数いることがわかった。彼らの意欲を真摯に受け止め、来年度は、希望者を対象として、「法政策研究会ートライアルコース友の会」を隔月に実施することになった。

これらの活動を通して、上記二つの目的に即した成果が、さらに大きく実を結ぶことを願っている。

末筆ではあるが、事務局の皆様や、手弁当で講座を担当して下さった講師の皆様のご協力に深く感謝する。とりわけ研究所の特別研究員の黒沢様には、募集の段階から実施、その後のフォロー・アップ含め大変お世話になった。別して謝辞を表したい。

(法学部教授・法学研究科運営委員)

編集後記

本号の巻頭言では、トライアルコースの成果と課題（井上教授の寄稿を参照）を踏まえ、橋本宏子・法学研究科委員長に法学研究科の今後の展望を論じていただいた。脱稿後、図らずも副学長への転身が決まり、橋本教授は任期半ばで職を離れることとなったが、進むべき方向はすでに指し示されている。次期委員長の下での「さらなる一歩」を期することとしたい。

なお、近江、黒沢、細田、川瀬の四氏には、早々に原稿をいただきながら、編集担当の変更等、諸般の事情により発行が大幅に遅れ、ご迷惑をおかけしてしまった。この場を借りて深くお詫び申し上げたい。(Y)

法学研究所

所長	安達和志	教授
常任委員	柴田直子	准教授
	東郷佳朗	准教授
	野澤 充	准教授

神奈川大学法学研究所 ニュースレター 2010.3/No.14

発行者：神奈川大学法学研究所 安達和志

〒221-8686 横浜市神奈川区六角橋3-27-1 TEL 045-481-5661 (代表) FAX 045-413-6141

印刷所 (株)江森印刷所

〒221-0014 横浜市神奈川区入江1-34-25 TEL 045-421-2297